

# 神戸市地域集会所修繕等補助金交付要綱実施要領

昭和49年4月1日

市民局長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市地域集会所修繕等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業費の算定)

第2条 補助金の額の算定の基礎となる補助対象事業費は、次のとおり算定する。

① 次に掲げる経費を対象とする。

ア 修繕及び改修の場合

建物の主要部分(基礎、土台、柱、壁、はり、屋根、床、天井、階段等)及び付帯部分(給水施設、排水施設、電気ガス施設等)の工事に要する経費

イ 新築及び増築の場合

本体工事、建具工事及び設備工事(屋外工事並びに調度品及び備品を除く。)に要する経費

ウ 買収の場合

集会所の用途に供する建物(共有部分を含む。以下同じ。)の取引価額(土地付建物を買収するときは、全体の取引価額から買収土地の課税台帳登録価格を差し引いた額)

ただし、買収建物を速やかに増築、修繕又は改修するときは、当該増築、修繕又は改修に要する経費を加えることができる。

エ バリアフリー化の場合

バリアフリー化のための設備(車椅子で利用できるトイレ、手すり、スロープ、点字ブロック等)の設置及び付帯工事に要する経費

ただし、建物以外の箇所における設備の設置については、専ら集会所利用を目的とするものに限る。

なお、エのバリアフリー化は、アの修繕及び改修並びにイの増築と併用して補助を受けることができるものとする。

② 集会所の用途に供する建物の床面積に1平方メートル当たり単価20万円を乗じた額を限度とする。

③ 集会所の修繕等に要する経費から次の額を差し引くものとする。

ア 要綱に定める補助金以外の公的補助金等がある場合は、その額

イ 同一建物で集会所以外の用途に供する部分がある場合は、当該部分の修繕等に要する経費

(端数処理)

第3条 補助額の算定にあたっては、1,000円未満を切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第4条 要綱第5条の補助金交付の申し込み及び要綱第10条の補助金交付の申請は、

2つ以上の自治組織又はNPO法人が連名であることができる。その場合、代表者1名を定めておかなければならない。

- 2 前項により申請する場合、各自治組織又はNPO法人の会の規約等、役員名簿、会員の同意を示す書類を添付しなければならない。
- 3 第1項による申し込み及び申請があった場合、要綱第9条の採否及び予定額の通知並びに要綱第11条の決定通知は、代表者あて送付するものとする。

(提出書類)

第5条 要綱第10条において提出する書類の基準は、おおむね次のとおりとする。

- ア 工事費見積内訳書は、業者の作成したものとする。
- イ 土地所有及び利用に関する書類は、登記事項証明書、契約書等によるものを原則とする。
- ウ 建物所有及び利用に関してもできる限り上記に準じるものとする。
- エ 会員の同意を示す書類は、会員全員の同意書、又は集会所の修繕等について決議した総会の議事録の写しとする。
- オ 自己負担額の保有を証する書類は、銀行等の預金残高証明書に準ずるものとする。

- 2 建築確認通知書については、工事完了までに提出することができる。
- 3 要綱第14条において提出する請書または請負契約書については、契約金額が30万円未満の場合、契約書を省略し、見積書を提出することができる。

附 則

この要領は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。